

発議第 1 号

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 4 日

別海町議会議長 西 原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 小 林 敏 之

賛成者 同 松 壽 孝 雄

同 戸 田 憲 悦

同 木 嶋 悦 寛

同 今 西 和 雄

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例

別海町議会委員会条例（昭和62年別海町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、一般選挙後、最初に選任される常任委員の任期は、その任期満了の日が属する年の第1回定例会の閉会の日の前日までとする。

同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 常任委員及び議会運営委員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまで在任する。

第7条第1項中「会期の始めに」を削り、同条第5項中「常任委員の任期」を「常任委員及び議会運営委員の任期及びその起算」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。